

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、次の「基本理念」を本計画の基本的な考え方とします。

こども・青少年の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべてのこどもや青少年が、人権を尊重され、安全で安心な環境の中で育ち、生きる力をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、ともに育ち合い、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します。

2 重視する視点

本計画の策定及び推進にあたって、次に掲げる7つの視点を重視します。

(1) こどもの視点を何よりも重視します

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先されることが重要です。また、こどもが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利をもっていることを踏まえた上で、一人ひとりの個性を大切にし、自ら成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

(2) すべてのこども・青少年と子育て家庭が対象です

仕事と子育ての両立支援だけでなく、各家庭の状況に応じた個別支援や、一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援など、すべてのこども・青少年と子育て家庭を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

(3) こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

(4) 長期的な視野に立って支援します

こどもは社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こどもの幸せな未来を志向し、幼少期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据えた長期的な視野から支援します。また、急速な少子化に対応するため、結婚、妊娠、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、安心してこどもを生み、育てることができる社会を実現します。

(5) 大阪市が持つ市民の力や多様な社会資源を最大限に生かします

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・青少年をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多種多様な社会資源が集積しています。こうした大阪が持つ強みを最大限に生かします。

(6) 仕事と生活の調和を可能とする社会を実現します

企業や関係機関等と連携し、働き方を見直し、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進し、だれもが就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方、生き方を選択できる社会を実現します。

(7) 社会総がかりでこども・青少年をはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・青少年は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長していきます。また、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。こども・青少年を健やかにはぐくんでいくため、地域のつながりを一層強め、家庭や学校をはじめ、地域や企業など、社会総がかりで取り組んでいきます。

3 計画がめざす「大阪市のまち像」

本計画の「基本理念」のもと、最終的にめざすまちの状態として、「大阪市のまち像」を設定します。本計画では、この「大阪市のまち像」の達成をめざして、こどもや青少年、若者と子育て家庭を対象とした施策を実施します。

計画がめざす「大阪市のまち像」

「人が財産」であることに重点を置いたこども・子育て支援施策を精力的に推進し、
『こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』

1. 笑顔はじけるこども・青少年が、夢をもち、未来を拓くまち

●豊かな学びや体験がこども・青少年の夢をはぐくむ

大都市・大阪がもつさまざまな文化施設等や多彩な人のつながりなどの貴重な財産を最大限に活用し、豊かな学びや体験を通して、こども・青少年が夢をはぐくむことができる。

2. 子育てに安心と楽しさを感じることができるまち

●身近な地域の中で、子育てに必要な情報や仲間が得られ、支援を受けることができる

身近な場所で出産や子育てについて必要な情報や子育ての仲間を得られる仕組み、家庭の状況に応じて適切な支援を受けることができる仕組みが整い、出産や子育てに安心を感じることができる。

●自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる

希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、子育てを楽しみ、自らの生活を充実させることができる。

3. こども・青少年や子育て家庭を、みんなで見守り、支えあうまち

●不安や課題を抱える子育て家庭を社会全体で支え、こども・青少年が健やかに育つことができる

地域や関係機関のつながりによって、児童虐待を予防、早期発見・解決する仕組みや気づきを福祉等の適切な支援につなげる仕組み、家庭での養育を受けることができないこども・青少年を社会全体で支え、はぐくむ仕組みが整い、健やかに育つことができる。

●安全が守られ、安心して、こども・青少年が社会の中で自立できる

健やかな成長を脅かすさまざまな危険な事象からこども・青少年の安全を守るハード・ソフト両面の仕組みが整い、伸び伸び成長でき、こども・青少年が、さまざまな困難を乗り越えて、社会の中で自立することができる。

4 施策の基本方向

「大阪市のまち像」を実現するために、3つの「大阪市のまち像」にあわせ、施策を3つの「基本方向」に分け、重点的に取り組みます。そして、3つの「基本方向」ごとに「めざすべき目標像」とその達成状況を示す「はぐくみ指標」を設定します。

基本方向	めざすべき目標像
基本方向1 子ども・青少年の「生きる力」を育成します	
<p>次代の大阪を担う子どもや青少年が、夢や希望をもって未来を切り拓き、いきいきと自立して生きることができる力をはぐくみます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ すべての子どもたちが健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもや青少年が、夢や目標を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自立して生きる。
基本方向2 安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します	
<p>地域の中で、自分にあったライフスタイルで、安心と楽しみを感じながら、子どもを生み、育てることができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る安心な環境が整っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各家庭の状況に応じた個別支援の仕組みが整っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、希望する人が働き続けながら子どもを生み、育てることができる。
基本方向3 子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します	
<p>すべての子どもや青少年が安全・安心な環境で育ち、社会の一員として自立できるよう、子どもや青少年、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重大な児童虐待をはじめあらゆる子どもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・対応の仕組みや虐待を受けた子どもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもや青少年を守る社会的な仕組みが整い、子どもや青少年がさまざまな困難を乗り越え、社会の中で自立して生きていける。

<はぐくみ指標>

「はぐくみ指標」は、広く市民に向けて、「めざすべき目標像」の達成状況をわかりやすく示すものであり、「めざすべき目標像」を客観的に測定できるよう数値化した成果指標（アウトカム指標）です。

基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します

めざすべき目標像	はぐくみ指標
<p>■ すべてのこどもたちが健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。</p>	<p>幼児教育・保育の質の向上</p> <p>○ 就学前教育カリキュラムでのこどもの育ちについてのアンケートにおいて、肯定的に回答する幼稚園・保育所の保護者の割合</p>
	<p>学力の向上、健康や体力の保持増進</p> <p>○ 知識に関する問題の正答数が全国平均の7割に満たない児童生徒の割合</p> <p>○ 活用に関する問題の正答数が全国平均を2割以上上回る児童生徒の割合</p> <p>○ 普段、学校の授業以外で全く勉強しない児童生徒の割合</p> <p>○ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点</p> <p>○ 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合</p> <p>○ 「失敗を恐れないで挑戦している」と答える児童生徒の割合</p> <p>○ 「ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがある」と答える児童生徒の割合</p>
	<p>道徳心・社会性の育成</p> <p>○ 「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合</p> <p>○ 「自分には良いところがありますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合</p> <p>○ 「朝食を毎日食べていない」と答えるこどもの割合</p>
<p>■ こどもや青少年が、夢や目標を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自立して生きる。</p>	<p>成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実</p> <p>○ 「将来の夢や目標を持っていますか」に対して肯定的に回答する児童生徒、若者の割合</p> <p>○ 「社会や地域の人のために役に立ちたいと思うか」に対して肯定的に回答する若者の割合</p> <p>○ 地域社会などでボランティア活動に参加した経験があるこども・若者の割合</p>

基本方向2 安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

めざすべき目標像	はぐくみ指標
<p>■ 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る安心な環境が整っている。</p>	<p>妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合 ○ 妊婦健康診査平均受診率 ○ 乳幼児健康診査平均受診率
<p>■ 各家庭の状況に応じた個別支援の仕組みが整っている。</p>	<p>ひとり親家庭への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の就業率
<p>■ 多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、希望する人が働き続けながら子どもを生み、育てることができる。</p>	<p>待機児童を含む利用保留児童の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童数、利用保留児童 ○ 25～44歳の女性の有業率
	<p>安心・安全な保育の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育重大事故ゼロ

基本方向3 子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

めざすべき目標像	はぐくみ指標
<p>■ 重大な児童虐待をはじめあらゆる子どもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・対応の仕組みや虐待を受けた子どもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。</p>	<p>児童虐待の発生を予防し、早期に発見、対応できる体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子育てや教育について、気軽に相談できるところはある」と答える保護者の割合 ○ 「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられている」と感じる保護者の割合 ○ 「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合 ○ 養育支援訪問事業利用者数
	<p>虐待を受けた子ども等とその家庭を支援する仕組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親の登録数 ○ 家庭的養護（グループホーム、ファミリーホーム、里親）への委託率
<p>■ 子どもや青少年を守る社会的な仕組みが整い、子どもや青少年がさまざまな困難を乗り越え、社会の中で自立して生きていける。</p>	<p>子どもの貧困対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「大阪市子どもの貧困対策推進計画」で掲げる指標
	<p>いじめ・不登校への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校の割合 ○ いじめの解消率 ○ 「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思う子どもの割合
	<p>若者への自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若者自立支援事業利用者数

5 基本施策

「基本方向」ごとの基本施策は次のとおりです。

なお、基本施策の中には、「はぐくみ指標」を具体的実現するために重点的に取り組む「重点施策」に該当する施策があります。「重点施策」については、第4章に記載しています。

基本施策	重点施策
基本方向1 子ども・青少年の「生きる力」を育成します	
(1) 子ども・青少年が自立して生きる力の育成	
施策1 乳幼児期からの生きる力の基礎を着実に育成します	○
施策2 子ども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します	○
施策3 社会で共に生きていく力を育成します	○
施策4 健康や体力を保持増進する力を育成します	○
施策5 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します	
施策6 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します	
施策7 勤労観・職業観を醸成し、社会的・経済的自立を支援します	
施策8 地域における多様な担い手を育成します	
基本方向2 安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します	
(1) 安心して子どもを生むことができる仕組みの充実	
施策1 妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守る仕組み等を充実します	○
施策2 思春期の子どもの健康を守る取組を充実します	
(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実	
施策1 子どもの健康や安全を守る仕組みを充実します	
施策2 子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します	
(3) 家庭の状況に応じた子育て支援の充実	
施策1 ひとり親家庭への支援を充実します	○
施策2 障がいのある子どもと家庭への支援を充実します	
施策3 長期にわたり療養を必要とする子どもと家庭への支援を充実します	
施策4 外国にルーツを持つ子どもと家庭への支援を充実します	
(4) 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等の充実	
施策1 仕事と出産・子育てを共に選択できる保育サービス等を充実します	○
施策2 保育サービスの質を向上させます	○
(5) 子どもや子育て家庭が快適で安全・安心に暮らせるまちづくり	
施策1 子ども・青少年や子育て家庭にとって快適で安全・安心な生活環境を整備します	
基本方向3 子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します	
(1) 虐待の被害から子どもを守る仕組みの充実	
施策1 児童虐待の発生を予防する取組を充実します	○
施策2 児童虐待を早期に発見し、適切に対応する仕組みを充実します	○
施策3 虐待を受けた子どもへの支援の仕組みを充実します	○
(2) 社会的養育を必要とする子ども・青少年の養育環境の充実	
施策1 里親等への委託を推進します	○
施策2 子どもの権利擁護の取組を推進します	○
施策3 家庭支援及び子ども・青少年の自立支援の仕組みを充実します	○
(3) 子どもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実	
施策1 子どもの貧困対策を推進します	○
施策2 いじめや問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します	○
施策3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します	○
施策4 犯罪の被害から子ども・青少年を守る取組を充実します	
施策5 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します	○

第4章 重点的に取り組む施策

第1期計画では、施策の「基本方向」ごとに「はぐくみ指標」を設け、計画の達成状況の大きな方向性について進捗管理してきました。第2期計画である本計画では、「はぐくみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、施策の「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」を取り出し、その施策における数値目標等の「施策目標」を設定します。

アウトカム指標である「はぐくみ指標」に沿った「重点施策」の「施策目標」をアウトプット指標として設けることにより、目標の達成に向け、より具体的に取り組んでいきます。



本計画における「重点施策」は、次のとおりです。なお、「重点施策」は、「はぐくみ指標」として設定している項目と同じ項目です。また、「重点施策」とは、1つの事業を指すものではなく、いくつかの事業をまとめたものです。

1	基本方向1	幼児教育・保育の質の向上
2		学力の向上、健康や体力の保持増進
3		道徳心・社会性の育成
4		成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実
5	基本方向2	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実
6		ひとり親家庭への支援の充実
7		待機児童を含む利用保留児童の解消
8		安心・安全な保育の提供
9	基本方向3	児童虐待の発生を予防し、早期に発見、対応できる体制づくり
10		虐待を受けた子ども等とその家庭を支援する仕組みの充実
11		こどもの貧困対策の推進
12		いじめ・不登校への対応
13		若者への自立支援

基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します

重点施策1 幼児教育・保育の質の向上

現状と課題

基本認識

取り組みの方向性

はぐくみ指標

No.	指標項目	現状	目標（令和6年度）

重点施策として実施する事業

No.	事業名	事業概要	施策目標

（中略）

第5章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）において、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する記載事項が示されており、本章はその記載事項に該当する内容について記載しています。

1 提供区域の設定

基本指針において、就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定めることとされています。大阪市における提供区域は、次のとおりです。なお、提供区域の設定については、行政区（24区）を基本としつつ、広域的な利用となっている事業については、市全域を提供区域としています。

事業等		提供区域
就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）		
1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）	行政区
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）	行政区
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）	行政区
地域子ども・子育て支援事業		
1	延長保育事業（時間外保育事業）	行政区
2	放課後の居場所を提供する事業 （児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）	行政区
3	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）	市全域
4	地域子育て支援拠点事業	行政区
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	行政区
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	行政区
7	病児・病後児保育事業	市全域
8	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	行政区
9	利用者支援事業	行政区
10	妊婦健康診査事業	行政区
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
12	養育支援訪問事業 （子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業）	市全域

2 各年度における量の見込みと提供体制の確保

本計画期間の各年度における就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容については、次のとおりです。なお、24区ごとの量の見込みと確保の内容については、巻末資料に掲載しています。

就学前のこどもにかかる教育・保育（大阪市全体）

（単位：人）

		量の見込み		確保の内容			②-①	
				教育・保育施設	地域型保育事業	②合計		
令和2年度	1号	15,488	幼稚園 利用 児童計	26,777	38,353	/	38,353	11,576
	2号	幼稚園						
		保育所	30,747		38,902		38,902	8,155
	3号	26,401					31,046	4,645
令和3年度	1号	15,049	幼稚園 利用 児童計	26,017	38,353	/	38,353	12,336
	2号	幼稚園						
		保育所	31,449		39,463		39,463	8,014
	3号	27,308					31,752	4,444
令和4年度	1号	14,706	幼稚園 利用 児童計	25,424	38,353	/	38,353	12,929
	2号	幼稚園						
		保育所	32,106		39,667		39,667	7,561
	3号	27,941					32,131	4,190
令和5年度	1号	14,481	幼稚園 利用 児童計	25,037	38,353	/	38,353	13,316
	2号	幼稚園						
		保育所	32,660		40,075		40,075	7,415
	3号	28,655					32,592	3,937
令和6年度	1号	14,381	幼稚園 利用 児童計	24,860	38,353	/	38,353	13,493
	2号	幼稚園						
		保育所	33,272		40,255		40,255	6,983
	3号	29,359					33,035	3,676

※ 「2号（幼稚園）」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどものことです。「2号（保育所）」は、それ以外のこどものことです。

(年齢別内訳及び施設数)

量の見込み

(単位：人)

	1号+2号(幼稚園)				2号(保育所)				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	7,905	9,283	9,589	26,777	10,562	10,257	9,928	30,747	4,383	10,975	11,043	26,401
令和3年度	7,691	8,932	9,394	26,017	10,662	10,508	10,279	31,449	4,610	11,230	11,468	27,308
令和4年度	7,766	8,634	9,024	25,424	11,020	10,592	10,494	32,106	4,809	11,532	11,600	27,941
令和5年度	7,646	8,697	8,694	25,037	11,134	10,946	10,580	32,660	5,041	11,797	11,817	28,655
令和6年度	7,587	8,545	8,728	24,860	11,304	11,053	10,915	33,272	5,284	12,103	11,972	29,359

確保の内容

(単位：人)

	1号+2号(幼稚園)				2号(保育所)				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,638	13,081	13,183	38,902	6,297	11,405	13,344	31,046
令和3年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,825	13,270	13,368	39,463	6,460	11,702	13,590	31,752
令和4年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,893	13,338	13,436	39,667	6,551	11,853	13,727	32,131
令和5年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,029	13,474	13,572	40,075	6,622	12,050	13,920	32,592
令和6年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,089	13,534	13,632	40,255	6,702	12,241	14,092	33,035

大阪市子ども・子育て支援計画で定める数

(単位：人)

1号	2号	3号	合計

※ 認定子ども園への移行促進のため、設定区域における特定教育・保育施設が供給する利用定員数が量の見込みとして必要とされる利用定員数を超えていたとしても、必要とされる利用定員数に「子ども・子育て支援事業計画で定める数」を加えることで、認定子ども園の認可・認定をすることが可能になっています。

地域子ども・子育て支援事業（大阪市全体）

（１）延長保育事業（時間外保育事業）

近年の女性の社会進出や、就労形態の多様化に伴い、保育時間の延長に対するニーズが多様化していることから、延長保育を実施している保育所に対し補助することにより、保育ニーズへの対応と乳幼児の福祉の向上を図ります。

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	人	16,696	17,251	17,696	18,134	18,565
②確保の内容	人	20,340	20,789	20,998	21,294	21,491
②－①	人	3,644	3,538	3,302	3,160	2,926
（参考）実施か所数	か所	542	566	581	611	637

（２）放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）

児童いきいき放課後事業

市内全市立小学校区において、学校と地域との協力のもとに、本市に居住するすべての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ります。障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよう条件整備に努めます。

留守家庭児童対策事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助します。

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	低学年	人日	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
	高学年	人日	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827
②確保の内容	低学年	人日	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
	高学年	人日	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827
②－①	低学年	人日	0	0	0	0	0
	高学年	人日	0	0	0	0	0

(3) 子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）

保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1週間以内を原則とし宿泊を伴う形で、児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227
②確保の内容	人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227
②-①	人日	0	0	0	0	0
(参考) 実施か所数	か所	15	15	15	15	15

(4) 地域子育て支援拠点事業

保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会を提供するとともに、地域における子育て関連情報の提供を行います。また、子育てに関する身近な地域での相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	469,506	463,706	453,085	445,231	437,751
②確保の内容	か所	141	141	141	141	138

(5) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

地域の実態や保護者の要請により、幼稚園で教育時間終了後や長期休業中に希望する人を対象に預かり保育を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定	人日	665,297	636,720	622,209	612,690	608,459
	2号認定	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365
②確保の内容	1号認定	人日	665,297	636,720	622,209	612,690	608,459
	2号認定	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365
②-①	1号認定	人日	0	0	0	0	0
	2号認定	人日	0	0	0	0	0
(参考) 実施か所数		か所	220	220	220	220	220

(6) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）

保護者が病気や仕事などにより、断続的または緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間に就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	89,660	90,061	89,764	89,800	89,898
②確保の内容	人日	89,660	90,061	89,764	89,800	89,898
②-①	人日	0	0	0	0	0
(参考) 実施か所数	か所	78	78	78	78	78

(7) 病児・病後児保育事業

こどもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また保護者の仕事の都合等で、家庭で保育ができない場合に、回復するまでの数日間こどもを預かることで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	43,157	43,275	43,208	43,234	43,360
②確保の内容	人日	43,157	43,275	43,208	43,234	43,360
②-①	人日	0	0	0	0	0

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	就学前	人日	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513
	学童期	人日	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404
②確保の内容	就学前	人日	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513
	学童期	人日	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404
②-①	就学前	人日	0	0	0	0	0
	学童期	人日	0	0	0	0	0
各区子ども・子育てプラザにて実施							

(9) 利用者支援事業

こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	か所	24	24	24	24	24
②確保の内容	か所	24	24	24	24	24
②-①	か所	0	0	0	0	0
各区1か所ずつ設置						

(10) 妊婦健康診査事業

妊婦が妊娠期間中に受けることが望ましい健康診査の公費負担の実施により、定期的な受診を促し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見し、早期に対応することで、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦が安心して妊娠出産することができるよう支援します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	23,986	24,086	24,002	24,090	24,212
	健診回数	277,694	278,781	277,769	278,727	280,076
確保の内容	実施場所	協力の得られた医療機関・助産所				
	実施体制(人)	—				
	検査項目	国の示す標準検査項目				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつや児童虐待を発症する可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図ります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	19,854	19,938	19,865	19,939	20,049
確保の内容	実施場所	各区保健福祉センター				
	実施体制(人)	—				
	委託団体等	公募により選定された委託事業者				

(12) 養育支援訪問事業

(子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業)

子ども家庭支援員による育児相談支援事業・エンゼルサポーター派遣事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子ども家庭支援員による相談・支援（子ども家庭支援員による育児相談支援事業）やエンゼルサポーターによる家事援助（エンゼルサポーター派遣事業）を訪問により実施します。

専門的家庭訪問支援事業

妊娠や産後の育児に不安のある妊婦や、産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を行います。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	子ども家庭支援員	人	353	388	426	468	514
	エンゼルサポーター	人	221	243	267	293	322
	専門的家庭訪問事業	人	521	523	521	523	526
確保の内容	実施場所	各区保健福祉センター					
	実施体制（人）	—					
	委託団体等	公募により選定された委託事業者					

第6章 基本施策と個別の取り組み

基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します

少子化や核家族化、都市化などの社会の変化や、経済状況などの社会の情勢が、こどもや青少年の成長や社会的な自立においてさまざまな側面から影響を与えています。

変化の激しいこれからの社会を生きていくうえで、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ他の人と協調し、思いやる心や感動する心、たくましく生きるための健康や体力といった「生きる力」を身につけていく必要があります。

社会等の変化とそれらがこどもや青少年に与える影響を的確にとらえ、大阪のまちが有する強みを最大限に生かし、弱みを克服しながら、どのような時勢においても、次代を担うこどもや青少年が、心身ともに健やかに成長し、自立して生きていける社会を実現していく必要があります。

大阪市のこどもや青少年は、明るく前向きという印象がある一方で、自己肯定感が低い傾向がみられます。自分に肯定的なイメージを持つことは、生きていくうえであらゆる力の源泉となるものであり、こどもや青少年が、自分を信頼しながらいきいきと生きていけるよう、一人ひとりの個性を尊重しながら、社会で自立して生きていくために必要な力を着実に身につけていく必要があります。

また、大阪市のこどもや青少年は、社会や地域の人のために役に立ちたいと思う割合が高い傾向にある一方で、将来の夢や目標を持っていると答える割合が低い傾向がみられます。こどもや青少年が、夢や目標に向かって、創造性を発揮しながら未来を切り開き、社会の持続的な発展を支える一員としていきいきと生きる力を身につけていく必要があります。

めざすべき目標像

- 1 すべてのこどもたちが健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。
- 2 こどもや青少年が、夢や目標を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自立して生きる。

(1) こどもが自立して生きる基盤となる力の育成

施策1 乳幼児期からの生きる力の基礎を着実に育成します

【基本認識】

こどもや青少年が社会で自立して生きていくうえで必要な力をはぐくむためには、人間形成の基礎を培う乳幼児期からのこどもの育ちが大切です。とりわけ、この時期に養育者への愛着を形成することや基本的な生活習慣を身につけることが重要です。また、規範意識などの社会性の芽生えを培い、創造性を豊かにするなど、成長の芽を育てていく必要があります。

【取り組みの方向性】

人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期から、発達段階に応じた適切な子育てや教育を行える体制を構築し、こどもの成長を健やかにはぐくみ、学齢期以降の成長へと円滑につないでいきます。

幼児教育の充実

乳幼児期から基本的な道徳心・規範意識を培い、社会で生きる上で身につけておかなければならない普遍的な事柄についても明確化して繰り返し指導します。

<全市共通事業>

No.	事業名	事業概要	担当
1	新たな幼児教育カリキュラムの普及・活用	乳幼児期に基本的な生活習慣と道徳性の芽生えを培い、規範意識を育てることを重点に、幼児教育において普遍的な規範を明確化して繰り返し指導することや、知（学ぶ意欲）・徳（規律）・体（体力向上）をバランス良くはぐくむことを重視した就学前教育カリキュラムを幼稚園と保育所が合同で研究・開発しました。今後、小学校との組織的な連携を深めることにより、幼児教育における取組の充実を図ります。	教育委員会事務局・こども青少年局

<各区独自事業>

(中略)

第7章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) こども・子育て支援会議

平成25年4月に、大阪市におけるこども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、こども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「こども・子育て支援会議」（以下「支援会議」という。）を設置しました。この会議は、「こども・子育て支援会議条例」が平成25年4月1日に施行されたことに伴い、それ以前に設置されていた「大阪市次世代育成支援対策推進会議」の機能を引き継いでいます。

本計画については、令和元年度に支援会議を4回にわたって開催し、審議を重ね、委員のみなさまのご意見をふまえ策定しました。今後、本計画の進捗管理及び検証・改善についても支援会議の委員のみなさまからご意見をいただきながら、よりよい施策の推進を図ります。

(2) 庁内体制

◎ 大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議

大阪市におけるこども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、平成25年6月に、全庁的な組織である「大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議」（以下「推進本部会議」という。）を、それまでの「大阪市次世代育成支援施策推進本部会議」の名称変更をして設置しました。

本計画については、令和元年度に、支援会議の委員のみなさまのご意見や、パブリック・コメントの実施により広く市民のみなさまからご意見をいただきながら、推進本部会議において全庁的な検討を重ねながら策定作業を進めてまいりました。今後、推進本部会議のもと関係部署が連携しながら、本計画に基づく施策を推進するとともに、計画の進捗管理及び検証・改善を行い、施策の一層の充実を図ります。

◎ 大阪市自らの取組

大阪市では、次世代育成支援に率先して取り組むため、事業者として「大阪市特定事業主行動計画」を平成17年4月に策定し、子育てに対する職場の理解を深めることを柱に、職員が安心してこどもを生み、育てやすい職場環境の実現に向けて取り組んできました。また、

平成 22 年度からは仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等を新たな視点として追加した後期行動計画のもと、本市職員への仕事と家庭の両立支援に取り組んできたところです。

次世代育成支援対策推進法の 10 年間の延長を受け、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とした行動計画を策定し、職員の仕事と子育ての両立支援などの取組をすすめてきました。

今般、女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会の実現に向け、新たに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定され、女性の活躍の推進に関する計画を策定することとされているため、行動計画を改訂し、令和 2 年度までを計画期間として一体的に取り組むこととしました。

すべての職員が、この計画の趣旨を理解し、「ワーク・ライフ・バランス」の実現をめざして、取り組んでいきます。

2 計画の進捗管理及び検証・改善

（1）検証・改善サイクル（P D C A サイクル）の確立

本計画を実効あるものとするため、施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(P D C A サイクル)を確立していくことが重要です。

本計画では、「はぐくみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、施策の「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」を取り出し、その施策における数値目標等の「施策目標」を設定しています。アウトカム指標である「はぐくみ指標」に沿った「重点施策」の「施策目標」をアウトプット指標として設けることにより、目標の達成に向け、より具体的に取り組んでいきます。

また、本計画における就学前のこどもにかかる教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容については、毎年度点検・評価し、必要に応じて計画を見直すこととします。また、その他の個別の事業についても、本計画を実効あるものとするため、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、計画期間の中間年においては、目標や指標の達成状況に応じ、必要に応じて計画の見直しを行います。

（2）進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、公開により開催する支援会議に報告し、委員のみなさまの

ご意見をいただくとともに、大阪市のホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々に周知できるように努めます。

3 社会・経済情勢の変化等への対応

本市財政は、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図ってきているものの、最も税収の多かった平成8年度決算と比較すると、生活保護費等の扶助費は約2.5倍、市債の償還のための公債費は約2倍に増嵩するなど、義務的な経費が高い伸びを示す一方で、税収については依然として低水準で推移しています。「今後の財政収支概算（粗い試算）2019（平成31）年2月版」では、期間半ばに通常収支不足が一旦解消する見込みであるものの、万博関連経費の増に加え、高齢化の進展等に伴う扶助費の増や、投資的事業の財源として発行する起債償還の増等により、期間後半からは再び収支が悪化する見込みであることから、依然として厳格な財政運営が求められています。

今後に向けても、少子高齢化が進み、飛躍的な経済成長は見込みがたいが、そうした中でも多様化する市民ニーズに速やかに応え、市民の安全・安心を支えていくためには、安定した財政基盤を構築していく必要があります。

本計画の基本理念の実現に向けた各種事業の実施にあたっては、このような状況をふまえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実に推進するよう努めます。

4 国・大阪府など関係機関との連携

本計画を進めるにあたり、国や大阪府などの関係機関との連携を図っていくことが重要です。

国では、内閣府や厚生労働省、文部科学省など多くの省庁が一体となってこども・子育て支援施策、次世代育成支援施策を推進しています。こうした動向を的確に把握するとともに、必要に応じて他の市町村とも連携して適切な調整を図りながら、大阪市の各施策に反映していきます。

また、大阪府と情報交換を密にし、各種取組の相互補完により、効率的かつ効果的な施策の推進を図る必要があります。

とりわけ、企業への働きかけやこどもや青少年の健全育成、安全確保などを進めるうえで、大阪府さらには国との連携が不可欠です。国や大阪府などの関係機関と一層連携し、施策の効果的・効率的な推進を図ります。

5 自律した自治体型の区政運営

急激な少子化・高齢化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、こども・子育て支援は、既婚や未婚、こどもの有無にかかわらず、世代を超えて大阪市に住み、働き、学ぶすべての人の将来にかかわる重要な課題です。また、こども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設を含む社会福祉法人、学校園、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

地域社会が抱える課題がより一層複雑・多様化・深刻化する中、社会全体で担うべき「公共」の役割はこれまで以上に拡大してきていますが、課題解決に向け、行政だけの対応では困難となってきたとともに、地域福祉を支えてきた地域団体においても、地域活動における担い手不足、縦割りによる地域の負担感等により「自助・共助」の機能も低下してきている状況があります。

大阪市では、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）を徹底して追求し、それまでの市民協働の取組を継承し、自主的な地域運営の仕組みとしての地域活動協議会の取組による地域課題に対応した地域のまちづくりを推進し、地域力を更に発展させていくとともに、従来の考え方や手法にとらわれることなく、住民により身近な区において施策や事業を決定していく、新しい住民自治・新しい区政運営の実現をめざすこととしています。基礎自治に関する施策や事業について、区民に身近なところで意思決定が行われるようにするため、区長の権限や機能を強化し、区の特性や地域の実情に応じた区政運営を行っています。

地域社会における「公共」の分野に地域の多様な主体と区が協働して取り組むことによって、24区で画一的なものではなく、それぞれの区の特性や地域の実情にあった真に必要なとされる取組やサービスの提供が可能となり、表面に現れにくい地域課題にも迅速かつ的確に対応できるなど地域社会への効果や効率性も高まっていくと考えられます。

これらの区や地域での取組と全市域での取組が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かして地域のさまざまな活動主体との協働により進められるよう、こども・子育て支援にかかる取組を効果的に推進します。

（1）区政会議

ニア・イズ・ベターをさらに推進していくためには、局から区に権限を移譲することと同時に、区長は区民の意見やニーズをしっかりと把握し、区民が区政運営に参画し評価することが必要となってきます。各区では、そのためにさまざまな取組を行っていますが、区政会議はその基本となるものです。区政会議については、全市的な統一基準として、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が平成25年6月1日から施行されています。こども子育て支援を含む様々なテーマについて議論しています。

(2) 区将来ビジョン

各区においては、区長が区内の基礎自治行政を総合的に推進していくため、地域としての区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた施策展開の方向性等を区民の方々に明らかにするための「区将来ビジョン」と、「区将来ビジョン」で示された施策展開の方向性に沿って年度ごとの施策・事業の取組を明らかにする単年度ごとのアクションプランである「区運営方針」を策定し、毎年度の「区運営方針」に係るPDCAサイクルを通じて「区将来ビジョン」を進捗管理しており、こども子育て支援についても各区の主要なテーマとされています。

巻末資料

- ・量の見込みと提供体制の確保（第1期計画）年度別実績
- ・24区ごとの人口推計及び量の見込みと提供体制の確保（第2期計画）

参考資料

- ・用語の説明
- ・こども・子育て支援会議条例
- ・こども・子育て支援会議条例施行規則
- ・こども・子育て支援会議委員名簿
- ・大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱
- ・パブリック・コメント手続きの実施結果について
- ・大阪市こども・子育て支援計画策定経過